

米原市空家等管理活用支援法人の 指定について

空家は放置すれば負の遺産 活用すれば地域の宝



米原市



一般社団法人
全国空き家アドバイザー協議会

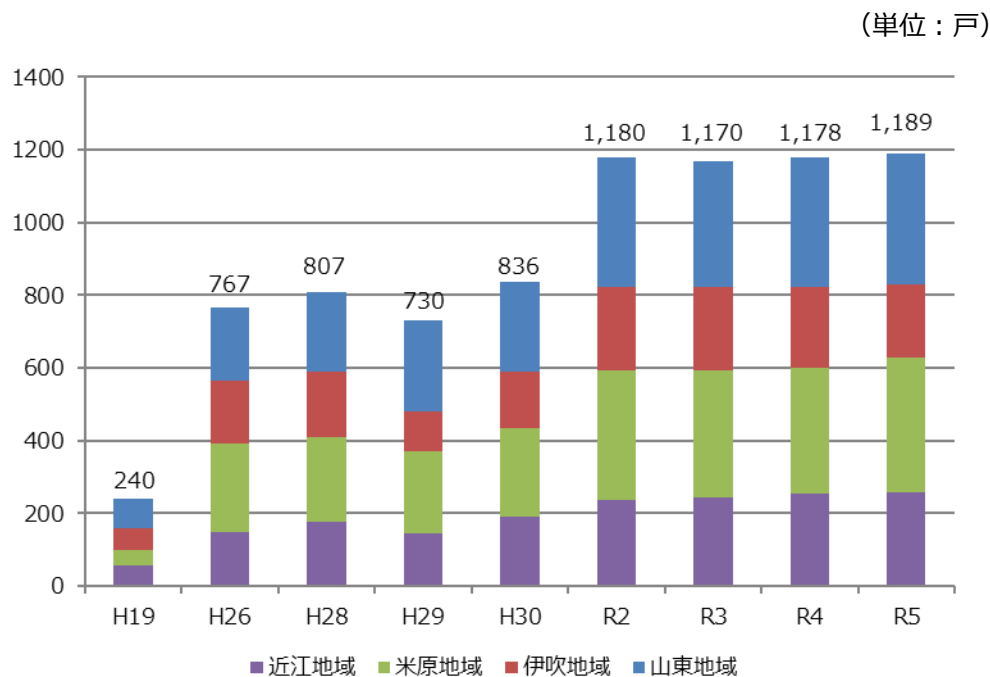
1 空家の現状

(1) 市内の空家等の状況

○市内の空家等の数は、有効活用や適正管理の促進に取り組んできたこともあり、近年は横ばいとなっていますが、依然として1,189戸の空家等が存在しています。

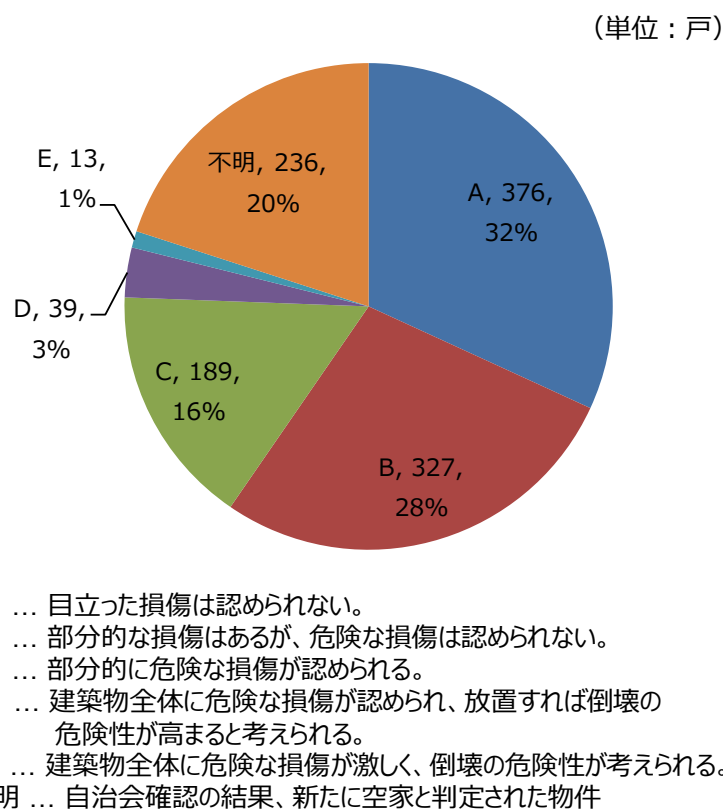
○老朽度判定別空家戸数（令和2年度）を見ると、約80%は活用可能な空家等である一方で、約4%は危険な空家等であることが分かりました。

【空家等戸数の推移】



※平成19年度から30年度および令和3年度、4年度は、自治会アンケート調査の結果
※令和2年度は、令和元年度から令和2年度の2か年で実施した空家等実態調査の結果

【老朽度判定別の空家等戸数】



1 空家の現状

(2) 空家等に対する指導と活用の状況

※令和6年4月1日現在

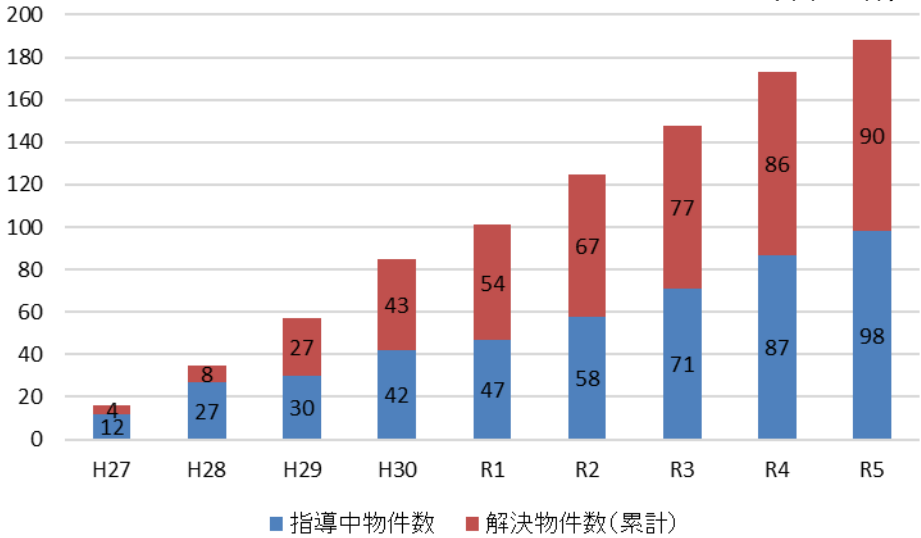
【空家等に対する指導状況】

○空家等の管理不全に対する苦情や相談は年々増加傾向にあり、これまでの相談件数のうち、約半数は引き続き指導中となっています。

(単位：件)

	管理不全空家 への苦情・相談	特定空家等 認定数	
		うち、解決数	
山東地域	50	8	4
伊吹地域	11	1	0
米原地域	95	4	2
近江地域	32	3	3
合 計	188	16	9

(単位：件)



【空家バンク活用状況】

○市の空家バンクの登録物件は70戸前後ですが、利用希望者の登録は200世帯を超えており、成約件数においては、県内の空家バンクの中でトップクラスの実績を上げています。

	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	累計	登録数
物件登録数	24	25	29	22	29	30	50	39	25	38	311	74
希望者登録数	26	64	55	50	59	84	85	104	100	89	716	246
成約物件数	3	16	16	9	11	29	19	26	24	22	175	—

2 指定の経緯等

(1) 空家等管理活用支援法人の概要および指定の経緯

- 空家等管理活用支援法人**は、令和5年12月13日に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により創設された制度で、市町村からの指定により、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たしていくことをねらいとしています。
- 一般社団法人全国空き家アドバイザー協議会**は、全国で市町村と連携した空家問題への取組を展開されており、令和7年3月9日に滋賀県米原支部を設立され、令和7年3月26日付けで、本市に対し空家等管理活用支援法人指定申請書を提出されました。
- 当該協議会の滋賀県米原支部は、これまで本市と連携し、様々な取り組みを展開してきた**一般社団法人古民家再生協会 滋賀**によって設立されており、**今後の本市と連携した事業等を当該協議会へ引き継ぎたい旨、申し出をいただきました。**
- これを受け、本市は、新たに当該協議会と連携関係を構築するとともに、**空家等管理活用支援法人に指定**することで、空家対策のさらなる推進を図ります。(指定期間：令和7年3月28日から令和8年3月31日まで。※米原市空家等対策計画の終期まで)

(2) 指定に基づく業務の内容

空家等対策の推進に関する特別措置法第24条第1号および第5号に関する業務

- ①空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- ⑤空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。

【委託予定の業務内容】

(1) 空家等に関する専門的な知見に基づく市や所有者等の関係者への助言等

- ①空家コンシェルジュの設置
- ②空家バンク事業等への協力等

(2) 空家の活用促進に向けたイベント等の開催

- ①空家DIY教室の開催
- ②空家見学会の開催

(3) 専門家等による空家等に関する相談会の開催



空家問題 参加無料

なんでも解決! 相談会

空家問題に関するお悩みはありますか? 相談・助言などの面で様々な「なやみ」を解決するための、無料相談会を開催します。
空家問題に関するいろいろな「なやみ」を相談・助言・アドバイス・不動産・設計士・市役・おとがつけ・建築等の専門知識が、解決方法を提案します。
この機会に、お隣の空き家の「なやみ」について考えてみませんか。空家問題の解決と関係することで、解決のヒントが見つかるかもしれません。

家がぐらついた後、傾斜や変形はどうか?	空家・草などで近所に迷惑が掛かっていないかな?
家から大切なものとして残っているが、どうしよう?	そもそも、この空き家は価値があるの?
空き家の管理費がでないかな? (固定資産税、管理費)	空き家の管理費を誰が、どこに相談するの?

日時 令和5年8月27日(日) 13:00~15:00
会場 米原市役所3階 3-A会議室
※相談内容に応じて、参加費を徴収。参加費は事前にお知らせします。
お申込み・お問い合わせ先
(一社) 古民家再生協会 滋賀米原事務局
〒521-0802 米原市米原 1-1-1 米原市役所3階3-A会議室
TEL 080-4875-3670 FAX 0749-63-2449
Email nakagawa@tanabe-ko.co.jp